

Hello from the support center
総合支援センターからこんにちは



協力：北陸税理士会 福井支部

「確定申告サポート室」のご案内

～所得税・消費税の決算・確定申告の相談をお受けします～

福井商工会議所・福井青色申告会では、平成27年分の決算と

所得税・消費税の確定申告におけるサポート室を、左記の内容にて開設します。

【開設期間】

平成28年2月16日(火)～29日(月)	13時～16時
平成28年3月1日(火)～15日(火)	9時～11時30分 13時～16時

※土・日曜日を除く

◎期間後半はかなりの混雑が予想されますのでなるべくお早めにお越し下さい。

【会場】

福井商工会議所ビル 会議室

【持参書類】

- ① H27年分の決算書・申告書類一式
 - ② H27年分の各種必要帳簿一式
 - ③ H27年分の給与源泉徴収簿
 - ④ H26年分の決算書・申告書の控え
 - ⑤ 生命保険・地震保険及び小規模企業共済等の控除証明書
- ※原本の添付が必要です。

- ⑥ 社会保険料（国民年金・国民健康保険等）の支払をした旨を証する書類

※国民年金及び国民年金基金の控除を受ける場合は、原本の添付が必要です。

- ⑦ 認印
- ⑧ 消費税の申告をされる方は、H25年分の決算書・申告書（基準期間）

【料金】

	内 容	料 金
所得税の申告書・決算書	確 認	1,000円
	一部作成	2,000円
	全部作成	5,000円
消費税の申告書	確 認	1,000円
	一部作成	2,000円
	全部簡易	3,000円
	全部本則	5,000円

※商工会議所・青色申告会どちらの会員でもない方は、倍の料金となります。



【記録の保存について】

売上などの収入金額、仕入・経費について、取引の年月日、売上先・仕入先などの相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額などを帳簿に記載します。

記録にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても問題ありません。

【記録の保存について】

納税者の住所地や事業所などの所在地に整理して保存する必要があります。

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	請求書や領収書、納品書や棚卸表など	

詳しくは、国税庁ホームページか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

白色申告の方も

記帳や帳簿保存を！

平成26年1月より、全ての白色申告者の方を対象に、「取引状況の記帳」と「記録の保存」が義務化されています。

【お問合せ先】

福井商工会議所 金融・税務相談課
TEL 0776(33)8284
福井青色申告会
TEL 0776(33)1670